

東京音楽学校編『中学唱歌』に関する研究

松本 正

A Study on “*Chūgaku Shōka*” Edited by Tokyo Academy of Music

MATSUMOTO, Tadashi

大分大学教育学部研究紀要 第38巻第1号

2016年9月 別刷

Reprinted From

THE RESEARCH BULLETIN OF THE

FACULTY OF EDUCATION

OITA UNIVERSITY

Vol. 38, No. 1, September 2016

OITA, JAPAN

東京音楽学校編『中学唱歌』に関する研究

松 本 正*

【要 旨】 明治 20 年代に出版された教育用唱歌集の大半は、初等教育を対象としていた。その中にあって、『中学唱歌』は、中等教育を対象とする数少ない唱歌集の 1 つである。東京音楽学校は、外国曲に歌詞付けするという、伝統的な唱歌創出の在り方から脱却して、日本人が作詞・作曲した作品によって構成される新たな教科書を、この唱歌集で目指した。本研究では、こうした『中学唱歌』を取り上げ、出版や編集の経緯の一端を、外山正一の日記と『国民新聞』の記事から明らかにしたとともに、唱歌集の音楽的特徴とそれに対する当時の評価を踏まえて、唱歌集が内包する問題点を浮き彫りにした。

【キーワード】 中学唱歌 東京音楽学校 唱歌教育

I はじめに

『中学唱歌』は、東京音楽学校によって、明治 34 年に、中学校の教科書に供する目的で出版された唱歌集（写真 1）である。表紙は海老茶色で、大きさはおよそ縦 15cm、横 11.5cm のポケットサイズである。全 95 ページの中に、单旋律唱歌 38 曲が収載されている。

明治期、近代教育制度が確立し、学校教育の中に唱歌が位置付けられると、教育用唱歌集が出版されるようになる。しかし、それらの大半は初等教育を対象とするもので、中等教育については極めて少ない。『中学唱歌』は、その数少ない唱歌集の 1 つである。しかも、5 年半にわたる高等師範学校の附属学校時代を経て、念願の再独立を果たした音楽学校の最初の大きな仕事である。力の入れようは、唱歌集の出版としては、当時、異例の披露演奏会を行っていることからも推察できる。本研究は、こうした『中学唱歌』に焦点を当て、出版や編集の経緯を明らかにするとともに、唱歌集を構成する 38 作品の音楽的特徴と披露演奏会の論評から、唱歌集が内包する問題点に言及するものである。

『中学唱歌』には、瀧廉太郎の《荒城の月》と《箱根八里》が収められている。したがって、



写真 1 『中学唱歌』の表紙

『中学唱歌』に関する研究は、瀧廉太郎研究の枠組みの中で取り上げられることはあっても、それそのものを対象とした研究は、極めて限られている。筆者もこれまで『中学唱歌』に言及を行ってきたが、それは瀧廉太郎研究の範疇を超えるものではない¹⁾。本稿は、瀧廉太郎研究において見出された資料により、『中学唱歌』研究に新たな知見を付加しようとするものである。

II 『中学唱歌』出版の背景

音楽学校は、中等教育に対して早くから関心をもち、明治 22 年にはすでに『中等唱歌集』を出版している。それから 10 年が経過し、中等教育の新たな教科書を企画するには、取り組まなければならない課題があった。1 つは、中等教育における唱歌の位置付けの問題である。いま 1 つは、唱歌集そのものに内在する問題である。以下、この 2 点に言及する。

1 中等教育における唱歌教育

ここでは中等教育における唱歌教育の位置付けを概観したうえで、中等教育に対して音楽学校がどのように関わっていこうとしたのかを、全国尋常中学校長会議における唱歌の必須化をめぐる問題から探っていく。

まず、明治 10 年代から 20 年代を中心とした中等教育における唱歌教育の制度整備の状況を見ておこう。中学校の教科目に唱歌が登場したのは、明治 14 年の「中学校教則大綱」である。初等中学科（4 年）と高等中学科（2 年）に別れ、それぞれにおいて唱歌が設けられていたが、いずれも「教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ」であった²⁾。

明治 19 年の「中学校令」に基づいて出された「尋常中学校ノ学科及其程度」においても、唱歌は、1, 2 年生で、「単音及複音唱歌」を内容として週あたり 2 時間あったが、「唱歌ハ当分之ヲ欠クモ妨ケナシ」との但し書き付きであった³⁾。

さらに、明治 27 年、文部省令によって「尋常中学校ノ学科及其程度」が改正されたが、唱歌は、随意科目として扱いであり、必ずしも教えなければならない教科ではなかった⁴⁾。こうした状況のもと、当然のことながら唱歌教育は、大半の学校において未実施の状態であった。

これは、男子の中等教育の場合である。女子の中等教育を担った高等女学校では、状況は少し異なる。女子中等教育については、明治 24 年の教育令改正によって、それまで法的な根拠のなかった高等女学校が、尋常中学校の 1 つとして明確に位置付けられる。そして、明治 28 年、文部省令によって「高等女学校規程」が定められ、高等女学校の教科目の 1 つとして音楽が設けられる。その内容は、1 学年から 4 学年までが単音唱歌、5, 6 学年が単音唱歌と複音唱歌で、各学年 2 時間が配当されていた⁵⁾。男子中等教育に比べると、内容、時間数においてはるかに充実したものになっている。文部大臣または地方長官の許可を得れば、課さないでもよい教科であったが、当時、音楽は、女子の素養として必要であると考えられていたこともある。高等女学校では多少なりとも唱歌教育が実施された。

明治 26 年に、女子高等師範学校が、当時の公私立高等女学校で使用されていた教科書を調査した記録「公私立高等女学校教科書図書取調表」がある。これによると、18 校の調査結果が示され、そのうち少なくとも音楽の教科書欄に記載があった 7 校で唱歌教育が実施されていたことがわかる。

このように高等女学校では、半数弱の学校で唱歌が取り入れられていたが、明治 27 年の段

階で高等女学校は、私立も含めて全国に 14 校で、尋常中学校の 82 校に比べるとわずか 1/6 であった⁶⁾。中等教育全体としてみれば、明治 20 年代は、唱歌教育実施のための制度は、十分に整っていなかったと言える。

音楽学校がこうした状況を改善しようとしたことを窺わせる出来事がある。明治 31 年 9 月に開催された全国尋常中学校長会議である。全国の尋常中学校長 110 余名が集まって、高等商業学校講堂で開催された会議である。この会議の議題の 1 つに「唱歌を必須科とするの可否」が含まれていた。

この会議の経過は、『教育持論』⁷⁾ に詳細に報じられている。それによると、同議案は、会議 4 日目の 19 日に、文部省の諮問案として審議に付せられた。音楽学校主事の渡辺龍聖が、その提出理由を説明したが、様々な質問があり、その日の結論は見なかつた。そのため、6 日後の 25 日、校長有志、約 50 名が審議の参考とするために、音楽学校を視察し、高等師範学校附属中学校と音楽学校が合同で演奏する唱歌を聴いた。これを受け最終日の 26 日、再度の審議が行われたが、結果は、唱歌科の科目設置については概ね賛成であったが、「時機と良教員の欠乏」を理由に採決には至らず、来期まで延期ということになった。

唱歌を必須科とする議案は、諮問案として提出されたものであるが、当時の音楽に対する認識度からすると、文部省の内部から必須科とする話が出てくるとは考えにくい。一方、音楽学校は、実地視察の場を提供し、唱歌教育の成果を、演奏を通して披露している。こうした点から、音楽学校は、唱歌科必須化のために、文部省に対して強い働きかけを行ってきていたものと推察される。議案が提案された翌日の 9 月 20 日付の『読売新聞』の記事も、そのことを裏付ける。「中学校の音楽問題と音楽学校」と題した記事は、次のように報じている。

「〔前略〕現時多数の中学校に纔に体操唱歌の完全ならざる音楽を奏するに過ぎざれば 薄弱なる反対論者の弁術も漸く勢力を有するに至りければ 東京音楽学校は 大いに憤慨し熾に音楽の他の学科に及ぼす影響を詳述し 若し音楽教師の欠乏を訴うるに於ては 本校責を負ふて其供給に任すべしとの理由書を認め 鑑て其筋へ差出だしたりと云う されば今回音楽問題の原動力となりしは正しく此理由書なるが如し 〔後略〕」

唱歌科必須化にあたって、教員不足が大きな障壁となることを音楽学校は予測していたのであろう。同校が責任をもって教員を供給するという理由書を事前に提出し、それが議案提出と審議推進の原動力となったということが読み取れる。

音楽学校は、音楽取調掛の時代から教員養成を行うなど、明治の音楽教育界を牽引してきた。音楽学校にとって、さらなる音楽の普及を図るために、中等教育における唱歌科の必須化は、避けて通れない課題であった。加えて、後述するように、この頃、新たな中学校用の唱歌集出版の企画が進んでいた。音楽学校が中等教育のために唱歌集を出版したとしても、それが広く活用されなければ意味がない。唱歌科必須化は、教科書の新たな市場の開拓にも直結していたのである。尋常中学校長会議は、それを実現するまたとない機会であったのである⁸⁾。

2 『中等唱歌集』に内在する問題

前出の「公私立高等女学校教科書図書取調表」によれば、明治 26 年の時点で唱歌教育を実施していた 7 校の高等女学校でさえ、音楽学校出版の『中等唱歌集』を使用していたのは 3 校

にとどまる。その数を超えた 6 校 (『中等唱歌集』との重複を含む。) が『小学唱歌集』(全 3 編, 音楽取調掛編, 明治 14 年・16 年・17 年) や『幼稚園唱歌集』(音楽取調掛編, 明治 20 年) を使用している。

ここに, 『中等唱歌集』そのものに内在する問題が浮かび上がってくる。

『中等唱歌集』には, 18 曲が収められており, 最初に単旋律唱歌 7 曲を, 次に合唱曲 11 曲を配する構成となっている。合唱曲の大半は, 混声三部合唱曲 (6 曲) と混声四部合唱曲 (4 曲) が占めており, 女子が歌うにしてもかなり高度な内容となっている。しかも, この唱歌集に収められている多くの歌は, 外国曲に歌詞付けされたものである。全 18 曲のうち, 外国曲と判明しているものは 10 曲である。当時の日本人作曲家が複数の声部をもつ唱歌を作曲した例は稀であること, ならびに合唱曲の大半が外国曲であったことを考え合わせるならば, 残る 2 曲の合唱曲も外国曲の可能性が高い。日本人作曲家の作と判明しているのは, 単旋律唱歌の 5 曲にすぎない⁹⁾。

このような外国曲への歌詞付けは, 作曲家と言える音楽家の存在しなかった, 明治 20 年代の日本社会においては, 唱歌創出の最も簡便な方法であった。他方, それは, 当時の学校教育で用いられていた多くの唱歌集が抱える問題でもあった。しかも, 後から付された邦語の歌詞が, 原歌詞の内容を反映していないものも多く, 批判の対象となっていた。たとえば, 『帝国文学』に掲載された「唱歌の選択」と題した次の記事である¹⁰⁾。

「西洋譜に我歌を直に適用するものは譜其物は興味あるものも我歌と適合せざる為に全く其譜の興味を失ふのみならず歌う人自身すらもなほ其歌の何たるやを解すること能はざるに至る。況んや隔壁之を聞くものは全く其歌すらも知ること能はざるなり。」

瀧廉太郎も, 明治 33 年に出版した『四季』の序文でこのことに触れ, 「皆西洋の歌曲を探り, 之が歌詞に代ふるに我歌詞を以てし, 単に字句の数を割当るに止まるが故に, 多くは原曲の妙味を害ふに至る。」と指摘している。

『中学唱歌』は, その例言 (IIIを参照のこと) に示されているように, 一部, 外国曲が含まれているものの, 作詞・作曲ともに大半が邦人の手によるもので, それにより, 外国曲への歌詞付けの問題点を克服しようとしたのである。

III 『中学唱歌』出版の企画と編集

1 企画と編集経緯について

『中学唱歌』出版の企画は, いつ頃から存在したのであろうか。また, どのような手順で編集が行われたのであろうか。編集のおよその経緯は, 唱歌集の例言から知ることができる。

「本編は中学校用に充つる目的を以て編纂せる唱歌集とす

本校囊に是種の唱歌集編纂の必要を認むるや, 広く世の文学家, 教育家, 并に音楽家に委嘱して作歌作曲せしめ, 歳月を経て一百有余種を得たりしが, 尚その足らざるを補はむが為に, 更に同一の方法により洽く材料を内外に求め, 新に又一百有余種を集め得たり。茲に於て選定委員を設け, 前後合せて得たるものゝ中, 現今中学校生徒の実状に参照して, 最も適切な

るべきもの三十八種を精選せしめたるが則ち本編なり
 本編に用ゐたる曲譜の多数は邦人の製作に係り其他は泰西作曲家の手に成れるものとす
 本編は歌曲の程度題目の種類并に排列の順序等に関して教科書として未だ完全ならざる点な
 きを保せずと難も之に依りて漸次歩武を進めなば庶幾くは音樂の効果を実現せしむることを
 得む」

例言によれば、歌詞と作曲を文学者・教育者・音樂家などの専門家に依頼し 100 曲あまりが集められたこと、不足を補うために、さらに広く内外に求め、最終的に集められた 200 曲以上にのぼる曲の中から、中学校生徒の実状に照らして 38 曲が選定委員により選ばれたことなどが知れる。しかしながら、例言からは、出版の企画そのものがいつ頃から存在したのかということや具体的な編集の手順については知りえない。

このことに直接触れた論考としては、『荒城の月私記』がある。『中学唱歌』の編集経緯を詳細に論じたものとしては唯一のものである。しかし、これはあくまで明治 32 年 4 月の高等師範学校からの独立といった当時の音樂学校の事情や出版事情に基づく推論の域を出ない¹¹⁾。

これに対して具体的な手掛かりを提供してくれるのが、当時、帝国大学総長をしていた外山正一の日記¹²⁾と『国民新聞』の記事である。いずれも『中学唱歌』に関する記述があり、外山正一の日記からは主として作歌について、『国民新聞』の記事からは作曲について、編集経緯等の新たな情報を得ることができる。

2 作歌について

まず、外山正一の日記についてである。外山の日記の中で、音樂学校に関する記述は、明治 32 年 1 月から 3 月にかけて 9 箇所、確認できる。そのうち、『中学唱歌』に関連するのは 6 箇所である。日付と内容は、以下のとおりである。なお、歌詞に関しては、論考上、必要なもののみを、一部抜粋している。

- 1 月 15 日 早朝乙骨半次氏来訪、午前十時半頃渡辺竜聖氏来訪、阿部啓吉氏来訪、渡辺竜聖氏用件ハ中学校用作歌ノ件

皇國の憲畠山 甲鐵艦東宮 帰省大町 遠別離中村 霜夜の鐘大町 牛打つ童大和田 帰雁中村
 出舟入舟旗野 壺の碑坂 新高山加部 占守与謝野 太平洋正岡 徐福の舟東宮 汽笛の響武島
 友がき武島 野宿与謝野 祖先の靈黒川 初旅佐々木 貧家の春上田 古城の月土井 武藏野中
 村 富士山正岡 箱根八里鳥居 浦賀旗野 去年今夜鳥居 豊太閤外山
 一月三十日迄

作歌心得

- 第一 歌詞の趣意は中学生徒の智識感情に適応するを要す
- 第二 歌詞の意義は難渋を避け平易に就き明かに理解し得るを要す
- 第三 歌詞の章数は二章以上四章以内たるを要す
- 第四 歌詞の句数は可成偶数にして毎章八句より十六までを限りとするを要す
- 第五 唱歌歌格の一斑を左に示す

(一) 七五、 _(起句)	七五。」 _(承句)	七五、 _{(転句) (四三)(四三)}	七五。』 _(結句)
(二) 七五、	七五。」	七七、	七五。』
(三) 六五、	六五。」	六五、	六五。』
(四) 八六、	八六。」	八六、	八六。』
(五) 七六、	七六。」	七六、	七六。』
(六) 七七、	七七。」	七七、	七七。』

- 1月 20日 [《豊太閣》の歌詞省略]
- 1月 24日 (訂正)日本男児ノ誠ノカドミ
日本魂斯クコソアレヨ
- 2月 11日 午前九時頃、約に依て国民新聞之浜田氏來訪す、選挙法選挙権に教育資格を許すべき事を話す、豊太閣の歌を与ふ、[後略]
- 2月 19日 [前略]二時半渡辺竜聖氏來訪、
富士山

皇御國ノ武士ノ 心ヲ映ス山トシレ
 高根ニ積モル白雪ハ 清き心ノ鑑ナリ
 天ニ聳ユル富士ノ嶺 仰ゲバ心モ弥高シ
 仰ゲヤ仰ゲ富士山ハ 大和心ノ鑑ナリ
 [第2節以降省略]

[《食堂》の歌詞省略]

朝起の鐘

オキロ、ナルカネ、イラヌカ、ミニ
 カネヲ、マタズニ、トリサヘ、オキル
 トリハ、ナニスル、タダエヲアサル
 ヒトハ、ナニスル、チトクヲ研ク
 ハヤク、オキレバ、ソノヒノ、トクヨ
 ハヤク、オキレバ、イツシヨノトクヨ
 [第2節以降省略]

- 3月 4日
 明日は日曜樂しき日
 明日は日曜樂しき日ぞと 待ちに待ちたる其の甲斐ありて
 雨も降らねば風さへ吹かず ポート漕うか玉投しよか
 足にまかせて遠足しよか 草鞋をはいて弁当持つて
 心ごころにうさをばはらせ
 [第2節以降省略]

上記 6 箇所の外山の記述から、『中学唱歌』編集に関わって得られる新たな情報は、次の 5 点にまとめられる。

まず、1点目として、この企画がいつ頃から存在していたのかということについてである。これまでの『中学唱歌』に関する初出の資料は、明治32年3月発行の『太陽』における「東京音楽学校にては中学校用唱歌を編輯せんとて先頃より各種の題を撰び文壇の諸大家に其の吟詠を求めぬ」との記事である。拙著『瀧廉太郎』¹³⁾もこの記事を典拠としていた。しかし、外山の日記では、明治32年1月15日に歌詞の委嘱が行われていることから、『中学唱歌』の企画は、少なくともこれ以前、つまり明治31年のかなり早い時期から、すでに存在していたであろうことが言える。

2点目は、委嘱のための歌詞の題材は、音楽学校側によりあらかじめ用意され、その数は、26点あったということである。これらの題材のうち、最終的に唱歌集に採用されたものは、後述する、題材が改変されたと考えられるものを含めて、次の17題材である。

甲鉄艦 遠別離 霜夜の鐘 牛打つ童 帰雁 出舟入舟 壺の碑 占守 太平洋 祖先の
靈 初旅 古城の月 武蔵野 富士山 箱根八里 去年今夜 豊太閣

3点目として、この時の委嘱者は、委嘱候補者を含めて17名であったということである。日記には名字しか記されていないが、例言にあるように、委嘱者が当時の「文学家、教育家、並に音楽家」であるとするならば、日記の記録者である外山と不明の「東宮」を除くと、次の人物だと考えられる。

畠山建、大町桂月、中村秋香、大和田建樹、旗野十一彦、阪正臣、加部巖夫、与謝野鉄幹、正岡子規、武島羽衣、黒川真頼、佐々木信綱、上田万年、土井晩翠、鳥居枕

4点目として、委嘱された歌詞は、作歌心得に基づいて作られたということである。音楽学校によって提示されたものを外山が書きとめたものであろう。作歌心得には歌詞内容に対する留意点が示されているが、中学生の知識感情に適応したもので平易で理解しやすいものとあるだけで、内容上、特段の制約はない。歌詞の章数（番数）は、2章から4章までで、各章8句から16句までという制限があり、作歌の際の便宜を図るために我が国の伝統的な形式に基づいた、8句からなる歌格の例が示されている。

5点目として、2月19日の日記より、『朝起の鐘』が外山の作歌であり、少なくとも外山には『豊太閣』以外にも作歌の依頼があったということである。これについては、若干のコメントが必要であろう。2月19日の日記には、「渡辺氏來訪」とあり、『朝起の鐘』の歌詞が記されている。一方、1月15日の依頼には、これと同じ題材はない。しかし、大町桂月に依頼した『霜夜の鐘』という、類似した題材を見出すことができる。このことから、大町への依頼に何等かの不都合が生じたため、外山に追加依頼がなされたと考えることができる。題材名が『朝起の鐘』となったのは、作歌に際して、外山が手を加えたのであろう¹⁴⁾。

以上の5点に加えて、さらに言及しておきたいことがある。『豊太閣』と『朝起の鐘』の他に明らかに『中学唱歌』に関係すると考えられる歌詞が外山の日記に記載されていることがある。『富士山』と『明日は日曜樂しき日』である。いずれも『中学唱歌』に掲載されているタイトルと一致、またはほぼ一致するものの、歌詞は全く異なっている¹⁵⁾。このことから、次のようなことが言える。

まず、『富士山』についてである。4月5日付で発行された『太陽』には「外山博士が音楽学校にて編集中なる『中学唱歌』集の為に作られたる「富士山」は左の如し」とあり、外山が日記に記載しているものと同一の歌詞が掲載されていることから、『中学唱歌』のために作られたものであることは確かである。ところが、1月15日付の日記に記されている『富士山』の委嘱者は、正岡となっている。正岡とは、正岡子規のことである。次のように考えられよう。

委嘱予定者は正岡であったが、正岡への依頼が不調に終わったか、あるいは、正岡に不都合が生じたために、改めて外山に追加依頼されたと。つまり、『中学唱歌』に掲載されている『富士山』の歌詞は、正岡の手によるものではない可能性が出てくるのである。正岡へ委嘱予定であった『太平洋』についても同様である。このことからさらに言えば、1月15日付の日記にある題材の中で『中学唱歌』に所収された17題材の委嘱者は、あくまで候補にすぎず、実際の『中学唱歌』の作歌者とは一致しないものも含まれている可能性があるということである。要するに、外山の日記によって、作歌者の特定はできないのである。

次に『明日は日曜樂しき日』についてである。これも『富士山』と同様に、外山への追加依頼と考えられる。『明日は日曜樂しき日』が日記に登場するのは、3月4日である。『中学唱歌』にもこれとほぼ同じ、『明日は日曜』というタイトルの唱歌がある。歌詞を見ると、歌いだしは「明日は日曜樂しき日」とあり、外山の日記と一致する。しかしながら、それに続く歌詞は、外山のものとは異なっている。一方、1月15日の音楽学校からの依頼の中には、この名称の題材はない。また、歌詞が日記に記載された3月4日というのは、既述のように、音楽学校によって作曲募集のために歌詞が公表されていたと考えられる時期である。以上のことを考え合わせると、『明日は日曜樂しき日』は、最終的に外山の作かどうかは別にして、音楽学校によって行われた通常の依頼とは別の追加依頼の題材であり、当初はこの名称で依頼が行われ、作歌段階で、あるいは編集段階で題材名の中の「樂しき日」の言葉が削除され、『明日は日曜』に改変されたと見ることができる。

ところで、上述したように、『富士山』も『明日は日曜樂しき日』も、日記に記載された歌詞は、『中学唱歌』に掲載された歌詞とは異なる。外山の作は、採用されなかつたのであろうか。別に作者がいるとすれば、追加依頼は、複数の人物に行われたことになる。しかし、当時、外山は帝国大学総長の地位にある。そうした人物に一旦、依頼したものを、作歌段階で不採用とはできないであろう。とすれば、複数依頼は考えられない。日記の歌詞は、試作であって、後日、新たなものを制作したと考えるのが順当であろう。

3 作曲について

次に、作曲についてである。これまで、作曲に関して判明していることは、例言に記されていることを除けば、次の3点である。

- ・作曲に際しては、歌詞が公表された。
- ・1人3曲以内という規定のもとに、懸賞募集が行われた。
- ・入選者には、1曲につき5円の賞金が与えられた。

これら3点の典拠は、はっきりとしない。これまで、資料によりその内容を裏付けることはできなかった。いずれも言い伝えや瀧廉太郎研究者や伝記作家の聞き取り調査による情報と推

測される。今回、その内容に触れた新たな資料を見出すことができた。明治 32 年 3 月 23 日付と 5 月 2 日付の『国民新聞』の記事である。これにより、作曲に関してこれまでに伝えられていることの一部を裏付けるとともに、新たな情報を得ることができた。

作曲の懸賞募集の様子を、『国民新聞』は、次のように伝えている。

「音楽学校にては目下文部省の命により中学用唱歌編成中の由なるが此は同校卒業生及上級生をして作曲せしめ優等には五円以上十円以下の賞を与え撰に入りしものは悉く一曲一円にて買い上ぐる規定なりと」（明治 32 年 3 月 23 日付）

「同校にて予て募集せし中学校用唱歌の曲譜は約二百程の多数に達したる由なるが七八月頃までには鑑別の上出版すべし」（明治 32 年 5 月 2 日付）

まず 1 点目として、これらの記事から、曲譜の募集時期が推定される。

3 月 23 日付の記事は、音楽学校によって歌詞が依頼された明治 32 年 1 月からおよそ 2 ヶ月後の記事である。一方、5 月 2 日付の記事では、すでに曲譜が 200 曲程の多数、集まっていると報じている。これらの記事より、曲譜の募集は、およそ 3 月から 4 月にかけて行われ、4 月いっぱいまで募集は終了したと考えられる。5 月 2 日付の記事の後段に「七八月頃までには鑑別の上出版すべし」とあるが、選定委員により 38 曲が選定され、出版に至るまで、実際には 2 年弱の歳月を要している。

2 点目として、曲譜の募集が、主として音楽学校の生徒や卒業生を対象に行われたということである。当時、単旋律のみにしろ、それを創作できるものは限定されていた。したがって、たとえ歌詞を公表したとしても、必然的に音楽学校関係者がその対象者となったであろうことは、容易に想像できる。

3 点目として、曲譜募集の際に行われた懸賞募集の内容についてである。入選者には賞金が与えられたが、「優等には五円以上十円以下の賞を与え」とあるように、これまでに伝えられていることとは若干、内容を異にしている。文字どおり受け取るとするならば、入選者すべてに賞金が与えられたのではないということ、そして、賞金にはランク付けがあったということになる。明言はできないが、可能性としては十分に考えられる。

4 点目として、入選曲は、音楽学校によって、1 曲につき 1 円ですべて買い上げられたということである。唱歌集の版権は、東京音楽学校にある。したがって、唱歌集には作歌者名・作曲者名が記載されていない。このことから、作品の買い上げが行われたことは、かなり高い確度をもつと言えよう。

以上、『国民新聞』をもとに、曲譜の募集について言及してきた。最後に、作曲者について触れておきたい。

今日広く知られているのは、『荒城の月』『箱根八里』『豊太閤』の瀧廉太郎と『寄宿舎の古釣瓶』の小山作之助である¹⁶⁾。彼ら以外については、遠藤宏の調査が参考となる¹⁷⁾。ただし、未確認のものや、明らかに誤りと思われるものも含まれており、信頼のおける資料とは言いがたいが、作曲者を特定する手掛かりにはなろう。

遠藤の資料、外山の日記等から、現段階で判明している、あるいは推定される作歌者と作曲

者をまとめたものが、表 1 である¹⁸⁾。作歌者名・作曲者名が、明らかである場合は、ゴシック体で表記している。なお、『富士山』と『太平洋』の正岡子規は、作歌者でない可能性が高いので、表 1 から除外している。また、遠藤は、『前途萬里』と『武藏野』を瀧廉太郎作曲としているが、誤りであることから、これらについても表 1 では除いている。作曲者に付している△は、遠藤が未確認としているものである。

4 『中学唱歌』の例言における 2 度の手続きについて

ここで一旦、『中学唱歌』の例言に立ち戻ることにする。例言では、「歳月を経て一百有余種を得たりしが、尚その足らざるを補はむが為に、更に同一の方法により洽く材料を内外に求め、新に又一百有余種を集め得たり」とあり、『中学唱歌』の編集にあたって、2 度にわたり同じ手続きを踏んだことになっている。本稿で取り上げてきた、作歌委嘱に始まって曲譜募集に至るまでのプロセスは、2 回の手続きのうちのどちらになるのであろうか。本節の結びとして、このことの考察を試みたい。

まず、およその流れを整理しておこう。次のようになる。

【明治 32 年】

- ・1 月中旬 作歌の委嘱
- ・1 月 30 日 作歌の締切り
- ・3 月上旬 歌詞の公表、曲譜の募集
- ・4 月下旬 曲譜募集の締切り

作歌委嘱から曲譜募集までの流れは、手続きとして一定のまとまりをもっている。このことを踏まえ、2 回の手続きについて、それぞれの場合を考察してみたい。

まず、1 度目の手続きであると仮定してみよう。それを支える根拠は 3 つある。1 つ目は、雑誌『太陽』(明治 32 年 3 月号) の「先頃より各種の題を撰び文壇の諸大家に其の吟詠を求めぬ」という記述である。ここには「先頃より」という表現が用いられており、作歌委嘱の時期は、それほど前ではないということが推測される。2 つ目は、外山の日記である。1 月 15 日付の日記には、委嘱予定の 26 の題材が記されており、これらの多くが最終的に『中学唱歌』に収められ、主要な唱歌教材となっている。2 度目の手続きのために準備された題材であるとは考えがたい。3 つ目は、ニュースヴァリューと

表 1 『中学唱歌』の作歌者・作曲者

	題材	作歌者	作曲者
1	雪中行軍		
2	富士山		
3	運動会		
4	明日は日曜		
5	朝起の鐘	外山正一	
6	駒の蹄		小山作之助
7	牛おふ童	大和田建樹	安藤幸
8	旅路の愉快		
9	雲雀		
10	我等は中学一年生		小山作之助
11	前途万里		
12	占守島	与謝野鉄幹	安藤幸
13	太平洋		永井幸次
14	夏やすみ		
15	来れ秋		
16	寄宿舎の古釣瓶	小池友七	小山作之助
17	四季の朝		
18	告別	滝田和夫	F. Silcher
19	老将軍		深澤登代吉
20	武藏野	中村秋香	
21	松下清水		
22	入船出船	旗野十一郎	田村虎藏
23	遠別離	中村秋香	杉浦チカ
24	馬上の少年		F. Küchen
25	歳暮		
26	壺の碑	阪正臣	栗本清夫△
27	我家		
28	祖先の靈	黒川真頼	栗本清夫△
29	初旅	佐々木信綱	橋本正作
30	箱根八里	鳥居忱	瀧廉太郎
31	荒城月	土井晚翠	瀧廉太郎
32	甲鉄艦	東宮	山田源一郎
33	小川の流		
34	帰雁	中村秋香	岡野貞一△
35	豊太閤	外山正一	瀧廉太郎
36	去年今夜	鳥居忱	岡野貞一
37	楽しき教場		ドイツ民謡
38	今は学校後に見て		幸田延△

いう点である。『太陽』や『国民新聞』が、音楽学校による新たな教科書出版の動きを取り上げているということそのものが、報じるに値することを示すものである。2度目の手続きであつては、その価値は大きく減じてしまう。

次に、2度目の手続きであると仮定してみよう。その拠り所は、5月2日付の『国民新聞』の記事である。曲譜の募集がすべて完了し、次の段階である選定や出版のことまで触れている。これが2度目の手続きだとすると、1度目の手続きは、前年の明治31年に行われたことになる。作歌の委嘱から曲譜募集の締切りまでが、約4ヶ月と推定されることから、その時期は、31年の9月から12月にかけてか、あるいは、さらに1~2ヶ月遅ったもう少し早い時期ということになる。9月といえば、IIで取り上げた、全国尋常中学校長会議が開催されていた時期と重なる。新たな教科書を出版するという音楽学校の計画は、唱歌科必須化と密接に関わっている。当然、唱歌科必須化関連の資料の中に、それに触れたものがあつてもよい。さらには、ニュースヴァリューという点で、それだけを単独に報じた資料が存在してもよいだろう。しかしながら、各種新聞や雑誌等の調査からは、『中学唱歌』に関するいずれの資料も見出せない。

以上より、上記の1月から4月に至る一連の手続きは、1度目であるという結論に到達する。1度目の手続きであるとすると、2度目は、『国民新聞』に記事が掲載された5月2日以降ということになる。作歌委嘱から曲譜募集の手続きには、約4ヶ月のまとまった期間が必要である。5月2日以降であれば、それが十分に可能である。

ただし、ここで問題が生じる。5月2日付の『国民新聞』の「曲譜は約二百種の多数に達したる由なるが七八月頃までには鑑別の上出版すべし」という記述と整合性がとれない。『国民新聞』の記事は、どのように捉えればよいのであろうか。

記事で報じられた5月2日の段階では、音楽学校としては、集まった曲譜をもとに選定作業を進めて、1回の手続きで完了する予定ではなかっただろうか。ところが、選定作業に入ったものの、集まった曲譜には、教科書教材として一定水準に達するものが少なく、唱歌集の例言にあるように、「その足らざるを補はむが為に、更に同一の方法」によって、2度目の手続きに踏み切ったのではないだろうか。5月2日付の『国民新聞』の記事から『中学唱歌』出版まで、2年近くもの歳月を要している。その理由も、2度目の手続きを5月以降に行ったとすれば、説明がつく。

IV 唱歌集の音楽的特徴

本節では、音楽的な側面を中心とした唱歌集の特徴を明らかにしておきたい。次頁の表2は、『中学唱歌』に掲載された38曲の調性、形式、音楽上の特記事項についてまとめたものである。ここからも、作曲や編集の一定の方向性が見えてくる。

まず、調性についてであるが、長調を中心として選定を行ったのであろうか、圧倒的に長調が多い。前半にC, F, Gといった調号のない、あるいは調号1つの歌を、後半にD, B, A, As, Eなど調号の多いものを配している。短調は、gが2曲、fとhがそれぞれ1曲の計4曲で、内3曲が最後のほうに出現する。一定の配列の意図が見える。

形式は、いわゆる唱歌形式の二部形式を中心として、一部形式、三部形式が使用されているが、樂式の基礎となるメロディーの扱いを見たとき、一部の作品を除いて、当時の日本人の作曲の力量を推し量れる。かなりの作品で、4小節を1つのフレーズとしているものの、樂式的

な枠組みの意識がうすく、歌詞に合わせて思いつくままにメロディーの創作を行ったと考えられるものが少なくない。たとえば、譜例1の《太平洋》では、リズムは統一されているものの、a - b - c - d のように4つの異なるフレーズが曲を構成し、その結果、形式上の統一感に欠けるものとなっている。一方、楽式が意識された唱歌でさえも、フレーズの対比に乏しく、リズムにおいても、また、メロディーの動きにおいても単調な作品が少なくない。

これまでの唱歌が、メロディーを外国曲に頼っていたことへの反省から、日本人の手による唱歌の創作を目指した結果と言えよう。

音楽上の特記事項にあるように、変化音、部分転調、速度変化など、特徴的な手法が使用されているのは、30番台である。配列の根拠になったと思われる。

合唱曲がなく、単旋律のみの唱歌で構成されていることも、唱歌集の特徴である。既に述べたように、中等教育における唱歌教育は、初等教育に比べ、かなり立ち遅れていた。こうした状況の中で扱う唱歌教材には、まずは歌いやすいという観点から単旋律唱歌が求められたのであろう。

表2 『中学唱歌』の音楽的特徴

題材	調性	形 式	音楽上の特記事項
1 雪中行軍	G	abcd	
2 富士山	C	ababedc'e	
3 運動会	F	aa'bc	
4 明日は日曜	C	abcd	
5 朝起の鐘	F	abcb'ad	
6 駒の蹄	F	abcd	
7 牛おふ童	G	abcd	
8 旅路の愉快	F	aab	
9 雲雀	C	abc	3/4拍子
10 我等は中学一年生	G	abcdefa'bcd'	
11 前途万里	G	abcd	
12 占守島	G	abcc'	
13 太平洋	F	abcd	
14 夏やすみ	B	abc	
15 来れ秋	C	ab	
16 寄宿舎の古釣瓶	F	aa'bcb'aa'bcb'	速度の変化
17 四季の朝	G	aaa'b	
18 告別	G	aabc	
19 老将軍	F	abcd	
20 武蔵野	g	abcd	6/8拍子
21 松下清水	A	aabcd	
22 入船出船	D	abab'cd	
23 遠別離	As	aba'b'	
24 馬上の少年	C	aa'bcc'	
25 歳暮	C	abca'	
26 墓の碑	D	abcd	3/4拍子
27 我家	F	aa'ba"	
28 祖先の靈	D	aa'bc	
29 初旅	f	aa'ba"	3/4拍子、変化音
30 箱根八里	C	abcdefg	シンコペーション、三連符
31 荒城月	h	aa'ba'	変化音
32 甲鉄艦	D	abcc'ab'dd'	変化音
33 小川の流	D	abc	6/8拍子
34 帰雁	D	abcd	借用和音、変化音
35 豊太閤	E	abcdab'ef	速度の変化、借用和音
36 去年今夜	g	aa'bc	変化音
37 楽しき教場	B	abab'cd	3/4拍子
38 今は学校後に見て	C	abcdefabgh	速度の変化、変化音、最高音二点へ

譜例1 《太平洋》

The musical score for 'The Pacific Ocean' (太平洋) is presented in four staves. The lyrics are written in Japanese below each staff:

- 第一段落: キタハマ キタノカ キリマ デ
なみたじ ちかまは てもな
- 第二段落: ミナモハ ミナミツ クルマ デ
そらにつ らなろふ るみど る
- 第三段落: セイハン キウヲ サガヒシ テ
かがみの ごとき うみのへ に
- 第四段落: タイハイ カウーハ ヒロガレ リ
さくちは なきく ねはやし ま

これとは別に、当時の音楽界の事情も間接的な理由としてあったであろう。当時、唱歌集に掲載された合唱形態の唱歌の大半は外国曲である。邦人作曲家にそれを求めたとしても、ごく一部の人材を除いては、力量的に適わぬことだったのである¹⁹⁾。伴奏がないということについても同様である。

扱われている題材は、道徳的なもの、軍国的なもの、勤労的なもの、自然や四季を歌ったもの、規律を内容とする

ものであるが、最後に《今は学校後に見て》が置かれているものの、配列には季節や行事等への配慮は見られない。

V 『中学唱歌』に対する評価

以上のような音楽的特徴をもつ『中学唱歌』であるが、当時、出版はどのように受け止められたのであろうか。それを知る資料として『読売新聞』の論評記事がある。これをもとにしながら、当時の『中学唱歌』に対する評価を見てみたい。

音楽学校は、『中学唱歌』出版の2ヶ月後の5月に、普及を図るため、披露演奏会を計画した。当時、多くの唱歌集が出版されていたが、それを披露するための演奏会が開催されたのは、他に例を見ない。東京音楽学校が、いかにこの唱歌集にエネルギーを傾注していたかを窺える。

5月18日と19日の2日にわたり開催された演奏会では、全作品38曲の中から優れたもの13曲が披露された。『読売新聞』は、この演奏会の様子を含め、『中学唱歌』全体に対する批評を、「月曜文学」の欄に「音楽学校編『中学唱歌』附同演奏会」として、6月3日と10日の2週連続で掲載している。記事は、総評と、演奏会で演奏された各曲に対する小評に分かれ、複数の論者が論評するという形式をとっている。特に総評の部分では、この曲集の問題点が端的に指摘されている。

論者「教育家」は、次のように述べる。

「第一、程度が区々として、殆んど統一がないと言つてよい。馬鹿にやさしい子供らしいものがあるかと見れば、一方にはひどくひねつた曲が出て来る。程度の無統一といふ欠点が目につく。第二に、其の程度の区々なものも、せめて併列方なりとも一定の秩序が立つて居ればよいに、秩序が欠けている。教へられまいと思ふ。第三に、三年間にあれだけのものが教へられるかも問題である。がそれは已むなくば抜いて教へるとしても、第四に、文部省の方には輪唱、復音のものをといふ注文がある。而して此の唱歌集には之れに応ずるもののが無い。」

他の論者、「飛入り破浪生」も、ほぼ同じ点を指摘している。

「たゞ配列の秩序が無い事と、あまり単純のものばかりで、殆んど小学唱歌集よりも程度が低い位な事とは、欠点だ。従つて全篇甚だ酷似してゐるので、鉄道唱歌を収録したやうな感もある。せめて単純から複雑に進むように、終りの方は四重音ならずとも、二重音位にしたかつた。」

2人の論者の指摘をまとめると、①程度について、低い、あるいは統一性がない、②配列について、秩序にかける、あるいは単純から複雑への配慮がない、③輪唱曲や合唱曲がない、の3点になろう。

そして、こうした問題点から、「飛入り破浪生」は、「音楽学校が中学のために編したものとしては小学唱歌集 中等唱歌集などに比して不成功であつたと思ふ。」と結論付ける。

『小学唱歌集』は、3編まであるが、調性は、初編では調号のないものを中心に配され、第2編、第3編と進むにしたがって、調号が増えていくようになっている。また、初編と第2編

は単旋律の唱歌のみであるが、第3編では、2部と3部の合唱曲を中心に構成されている。つまり、「単純から複雑に進む」ように配列されているのである。

これに対し、『中学唱歌』は、単旋律の唱歌のみによって構成され、しかも、IVで述べたように、一部を除いた多くの唱歌において、形式上の対比に乏しく、変化の少ない曲調となっている。「教育家」の言うように「全篇甚だ酷似している」のである。また、「教育家」が指摘する「程度に統一がない」とは、『来れ秋』のような、わずか8小節で、メロディーの動きも少ない一部形式の単純な歌を含む一方で、これまでの唱歌には見られなかったシンコペーションや三連符を取り入れた、三部形式の『箱根八里』や、やはり三部形式で部分転調が用いられ、コーダをもつ『豊太閤』等が含まれているからであろう。

もう一方の『中等唱歌集』は、これも前述したように、全18曲のうち合唱曲が11曲を占め、曲の配列も、前半に7曲の単旋律を置き、それに続いて2部合唱曲(1曲)、3部合唱曲(4曲)、4部合唱曲(6曲)が順次、配されている。

以上のような点から、「小学唱歌集より程度が低い」あるいは「小学唱歌集 中等唱歌集などに比して不成功」といった評価につながったのであろう。『読売新聞』の論評は、的を射た指摘と言わざるをえない。

『中学唱歌』は、こうした問題点を内包した唱歌集であったが、中等教育における教科書としては、一定の役割を果たすことができた。

筆者の調査によると、『中学唱歌』は、昭和5年の改版第36刷の出版まで確認されており、約30年にわたって一定の教材を中等教育に供給してきた。拙著「名曲『荒城の月』に関する研究」²⁰⁾で述べたように、それを後押ししたのは、明治35年2月に文部省の訓令によって定められた「中学校教授要目」である。唱歌では、普通楽譜法として各学年で扱う教材として、それぞれ12曲の唱歌が示された。その大半が、出版されたばかりの『中学唱歌』からのものが占め、1年生が『明日は日曜日』『朝起の鐘』など11曲、2年生が『寄宿舎の古釣瓶』『箱根八里』など9曲、3年生が『荒城の月』『豊太閤』など8曲である。『中学唱歌』全38曲のうち28曲が教材として指定されたのである。当然のことながら、中学校において唱歌が教えられるにあたっては、『中学唱歌』が使用されたであろう。

本稿冒頭の写真1は、明治34年7月に出版された改版第7刷の『中学唱歌』である。「大阪府立天王寺中学校三年壱組」の生徒が所有していたもので、見返しに学校名と氏名が記されている。さらに、複数の楽譜の中に鉛筆による書き込みがあり、当時、使用されていたことを確認できる。写真2は、数字譜が書き込まれた『荒城の月』である。



写真2 『荒城の月』

VI おわりに

本稿では、外山の日記と『国民新聞』の記事から、『中学唱歌』の編集経緯の一端を明らかにするとともに、『中学唱歌』に対する評価に言及してきた。

『中学唱歌』の最大の特徴は、それまでの唱歌集の在り方の反省に立って、日本人の手による曲譜を収めた新たな唱歌集を目指したことである。それを実現するためにとった方法が、曲譜の懸賞募集である。これにより、新たな唱歌集という目的は、一応は達成できたものの、日本人の手による作を徹底することはできなかった。音楽の創作能力を十分に具えた人材が限られていたため、「泰西作曲家の手になれる」外国曲を一部、収載する結果になるとともに、『荒城の月』や『箱根八里』等の作品を除いて、音楽的水準の低下を招くという、一方で新たな問題も生み出した。しかしながら、『中学唱歌』の出版により、男子の中等教育においても使用可能な教材が整ったということ、そして、30年間にわたり中等教育に対して唱歌教材を提供し、教科書としてその役割を果たしてきたということは、十分に評価できよう。

注および引用文献

- 1) 瀧廉太郎研究において『中学唱歌』に言及している資料は、以下のものである。
 - ・『瀧廉太郎』(大分県先哲叢書), 大分県教育委員会, 平成7年
 - ・「名曲『荒城の月』に関する研究」, 『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第23巻第1号, 平成13年4月
 - 2) 『明治以降教育制度発達史』第2巻, 龍吟社, 昭和13年, p.282
 - 3) 『明治以降教育制度発達史』第3巻, pp.155~159
 - 4) 同上書, p.200
 - 5) 同上書, pp.216~223
 - 6) 同上書, pp.225~226, p.1094, p.1096
- 本書における高等女学校の設置数のデータについては、明治27年より、教育令改正における標準に照らして見直されたものが採録されている。本稿ではこのデータを使用した。
- 7) 『教育時論』485号, 明治31年10月(復刻版, 雄松堂書店, 昭和56年)
 - 8) 必須化の問題は来期まで延期となつたが、結局は棚上げされ、明治32年の会議で議論の俎上に上ることはなかつた。
 - 9) 邦人作曲家のものは、『君が代』『紀元節』『天長節』『三千余万』『矢玉ハ露』の5曲である。
 - 10) 『帝国文学』第4巻第4号, 明治31年4月, p.92
 - 11) 大泉きよ『荒城の月私記』, 宝文堂出版, 昭和54年, pp.28~35
本書によれば、作歌依頼は、最初が明治32年5月上旬、2回目が同年9月上旬、作曲募集が同年12月中旬と推定されている。
 - 12) 柳生四郎「外山正一の日記」(13)~(15), 『UP』第7巻第1号・第3号・第4号, 昭和53年1月・3月・4月
 - 13) 『瀧廉太郎』前掲書, pp.166~167
 - 14) いくつかの題材で改変を確認できる。たとえば、外山の日記では『牛打つ童』『古城の月』であったが、『中学唱歌』では、それぞれ『牛おふ童』『荒城月』となっている。
 - 15) 『中学唱歌』に掲載された『富士山』と『明日は日曜』の歌詞の第1節は、次のとおりである。

『富士山』 直立一千二百丈 足もとよりぞ起こりける

夏猶寒き白雪は 空の真中につもりけり
 仰げや高き富士の山 富士は御国の鎮なり
 《明日は日曜》 明日は日曜 楽しき日 勇む心にうちみれば
 常には暗き このランプ 今宵ばかりは光るなり

- 16) この他に、小長久子『滝廉太郎』(吉川弘文館、昭和43年、p.143)によれば、『遠離別』は、杉浦チカの作曲と判明している。
- 17) 東京芸術大学百年史編集委員会『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第1巻、音楽之友社、昭和62年、p.509
- 18) 外国曲『告別』の作歌者・作曲者、『馬上の少年』『樂しき教場』の作歌者は、以下による。
<http://www.geocities.jp/saitohmoto/hobby/music/secondaryfiles/secondary-m34.html#18>
- 19) 明治32年の段階で、音楽学校には作曲という科目は存在していない。33年になってはじめて研究科に作曲部が置かれる。本科への設置は、昭和7年まで待たなければならない。
- 20) 「名曲『荒城の月』に関する研究」、前掲誌、p.120~121

A Study on “*Chûgaku Shôka*” Edited by Tokyo Academy of Music

MATSUMOTO, Tadashi

Abstract

Most of the school songbooks published during the 1880's in the Meiji era were textbooks for primary education. “*Chûgaku Shôka*” was one of the few songbooks for secondary education. Tokyo Academy of Music reflected on the conventional method of producing songs by attaching Japanese words to foreign music, and aimed at publishing a new textbook of songs created by Japanese people themselves. In this paper I clarified how the textbook was edited, and investigated the problems which the textbook includes.

【Key Words】 *Chûgaku Shôka*, Tokyo Academy of Music, singing education